

第二回 国会
衆議院

治安及び地方制度委員會議録第三十八号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)
午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 藤三郎君 理事 千賀 康治君

理事 門司 亮君 理事 坂口 主税君

理事 高岡 忠弘君

大澤嘉平治君 坂田 道大君

中島 守利君 松浦 榮君

笠原 貞造君 菊池 重作君

松澤 兼人君 矢後 嘉藏君

高橋 順一君 大石ヨシエ君

川橋豊治郎君

出席政府委員

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 本部部長官 武藤 文雄君

國家地方警察 本部部長官 細野三千雄君

文部事務次官 網野三千雄君

委員外の出席者 間狩 信義君

國家地方警察 本部警視 有松 昇君

專門調査員 有松 昇君

六月十四日委員中垣國男君辭任につき、その補欠として高橋清治郎君が議長の名で委員に選任された。

六月十一日

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)(第一三八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

風俗営業取締法案(内閣提出)(第六三三号)

警察官等職務執行法案(内閣提出)(第二二四号)

(第二二四号)

第一類 第二号

治安及び地方制度委員會議録

第三十八号

昭和二十三年六月十五日

市町村立学校職員給与負担法案(内閣提出)(第一三八号)
警察制度改革に関する中間報告の件

○千賀委員長代理 ただいまから開会いたします。

今日の日程は風俗営業取締法案、警察官等職務執行法案、市町村立学校職員給与負担法案の三件であります。

その前に日程を追加いたしまして、警察制度改革小委員長の小藤三郎君から中間報告を聴取いたすことにいたします。

○小藤委員長 これより警察制度改革小委員会の今日までにおける審議経過の中間報告をいたします。

本小委員会は去る五月十八日設置せられまして、即日十四名の小委員が委員長より指名されまして、同時に不肖私が小委員長に指名せられたのであります。

そこで五月二十四日第一回の打合せを開き、まず今後本小委員会をいかに運営していくかにつきまして協議いたしましたところ、今日までの警察関係におきましては、ただに警察法の改正の問題ばかりでなく、そのほか警察制度に関する問題の検討、警察官吏の教養問題、警察官吏の待遇問題、殊にたゞいまの「問題」になつております通信施設の一元化の問題、勤務制度の問題、整備の問題等、これから解決しなければならぬ問題が山積してあるものであります。

そこで本小委員会として、これら諸事項を随時取り上げ、善処していきたいと思ひ

まして、それには小委員会と関係当局を招致しまして説明を聴取するほか、必要の箇所に出張して視察を遂げ、その他公安委員や警察官吏等とも懇談し、新知識の吸収に努め、常時研究改善を加えていくことに決定いたしました。

本日本小委員会の名称を警察法改正に関する小委員会とせず、特に警察制度改革小委員会といたしましたのも、かかる用意のためであると思ひます。

そこで本小委員会は、以上述べました諸事項のうち、まず警察法の改正問題を取り上げまして、これを検討したのであります。

本日はこの問題につきましまして大体的結論を得ましたので、これからその概要を御説明申し上げます。

存じます。なお残余の問題に関しましては、その都度適當の時期をみまして随時御報告申し上げたいと存じます。

本小委員会におきまして警察法改正問題に関し、五月二十五日以後小委員打合せを開くこと五回、有松專門調査員起草の試案につきまして慎重審議を重ねました結果、遂に一定の成果を得たのであります。

そこで、不肖私は委員長として、有松專門調査員とともに、五月二十八日連合軍司令部公安局にブリアム大佐を訪れ、大体につき打ち合わせを行った後、さらに六月四日、私どもは再び公安局を訪問いたしました。

エシゲル氏の三氏に面会しまして、約三時間にわたりました改正案の内容につき詳細説明をいたしましたところ、

公安局側は終始熱心にこれを聴取しまして、逐一これを筆記し、しかる後これから述べますように答弁をされました。

最後に、このような会合はきわめて有意義であるから、今後しばしばこれを開いて、常時検討することにいたしたいという双方の意見が完全に一致し、きわめて有意義なる協議を愉快にいたしました。

その意見を終つたのであります。

しかし右会合の結果は、如実にこれを当委員会に御報告申し上げます。

各位の御理解を深めておくことが、警察法改正に關し、必要のことと認めましたので、私はさらに有松專門調査員と一緒に昨十四日イトトン氏を公安局に訪ねまして、懇談の後これより御報告申し上げます。

完全なる了解を得たのであります。

これより去る四日の打合せの結果を御報告するに際しまして、順序としましてまずわれわれ衆議院側が主張いたしました諸点を逐一御報告申し上げます。

それが済んでから、それに関する各項に關して公安局側が答弁された点を申し上げます。

が、きわめて満足にお話し合ひできたと思ひます。

何とぞ暫時御清聴を煩わしたいと存じます。

第一に、衆議院側の説明の概要を申し上げます。

一、國家地方警察隊現在の三万人を五万人に増員したいという件でございます。

ますが、今回の浜松事件及び神戸、大阪事件を通じて、現在の國家地方警察隊の陣容をもつては、自

治体警察から援助の要求があつた場合、人数が少いために適切に援助ができませんということが露見されたのであります。

その理由は、現在の國家地方警察官は、本部におつて一定の地位にある者を除いては、人口五千以下の村落の駐在所に勤務するものであつて、これらは各所に散在しております。

で、非常の場合これを招集いたしまするのには、非常な時間を要し、また手数を要し、かつかくしてようやく集めた者は、平素の團體訓練が欠けております。

ので、部隊活動をすること能率があがらない点が見られるのであります。

そこでこれに対処するために各縣に約五百人ずつの訓練部隊を置きまして、常時はこれを教養して有時の際にこれを活動せしめる。そうして常時訓練部隊設置の必要ある場所を四十二府縣、及び北海道は廣いから四箇所とすれば、一箇所五百人ずつとしますと、合計が二万三千人となるのであります。

が、これを少し縮めて約二万人の増員としたのであります。

二は都道府縣非常事態の特別措置、非常事態の布告を免す。際にして、一々内閣總理大臣の手を煩わさなければならず、また内閣總理大臣は國家公安委員會の勧告に基かなければ動けない。従來の非常事態の制度をもつては、たゞ「起つてはなりません」が、これから「起つてはなりません」が、これからの「起つてはなりません」が、非常事態に對処する場合、時機を失し、遺憾の点があるということを考へ

ますれば、將來の國家非常事態に準ずるものとして、大體國家非常事態の規定にならつて、新たに都道府縣非常事態に關する必要な規定を設けようとするものであります。その方法は都道府縣知事が都道府縣非常事態の布告を發するに、都道府縣公安委員會の勧告に基くことを要し、布告を發した場合に遲滞なくこれを内閣總理大臣に報告するとともに、布告を發して後二十日以内に、都道府縣議會の承認を求めることとし、もしその承認を得られなかつた場合、あるいは議決に至らなかつた場合には、その布告は將來失効する。布告の効果として都道府縣知事が、一時的にその都道府縣内の警察統制を行うことを規定する。また都道府縣非常事態と國家非常事態との關係については、同一事件につき競合し得るものとしたしまして、但しその場合國家非常事態の布告が發せられたときは、都道府縣非常事態の布告は將來失効するものと

する。三は相互援助規定の完備、從來自治體警察が國家地方警察に向つて援助を要求し得る規定はあつたが、國家地方警察から自治體警察にまた國家地方警察相互間、もしくは自治體警察相互間に援助を要求し得る規定がない。援助に行つた警察官吏がその行く先で職務を行使し得る規定もないので、はなはだ不都合であつたから、今回規定を改正して、この不都合を除去することとしたのであります。また援助を要求する場合、從來はこれを自治體公安委員會がみずからなさなければならなかつたのでありますから、火急の場合に間に合ふことがあつたので、今回はかかる場合には警察長がこれをなし得る

こととし、その不便を排除して、警察長はこの場合遲滞なくこれを公安委員會に報告すべきこととし、公安委員會存在の意義を減却することのないように期するものであります。また警察官吏が他管内へ援助に行つた場合、その費用に關しまして明文がなかつたため、從來支障が少くなかつたから、費用に關する規定を設け、疑問や支障を來さないようにしたいのであります。以上を要する規定を設け、疑問や支障を國で負担することとした。それはこうしておかないと、費用の節約のために、本來の大事な援助要求を怠り、治安の維持に遺憾が起りはしないかといふことをおそれたのであります。

以上の観点から警察法第五十五條を次のように改めた。『都道府縣公安委員會または市町村公安委員會は必要があると認めるときは、他の國家地方警察または市町村警察に対して援助の要求をなすことができる。前項の場合において急を要するときは、警察長は前段の援助の要求をなすことができる。この場合においては警察長は遲滞なくこれを公安委員會に報告しなければならぬ。前二項の規定によつて援助のために派遣せられた警察官吏または警察官吏は、援助の要求をなした公安委員會の運営管理のもとにその職務を行使することができるといふふうにしたのであります。第一項及び第二項の規定による援助のために必要な費用は、援助を要求した公安委員會の属する國または市町村の負担とする。但し國家地方警察から市町村警察へ援助に行つた場合は、その費用は國庫の負担とする。』

四に應援費の問題、國家非常事態の場合、市町村警察長が國家地方警察本部長官または警察管区本部長の命令により、その市町村吏員をその市町村の区域外に出動せしめたときは、それに要する経費につきましては明文がないため、たが負担するが明瞭でなく、そのためもしこれをその市町村に負担させるようなことがあつては酷であるから、かかる疑問や不合理を避けるために、これに要する経費は國庫の負担とする旨の明文を掲げたのであります。

五、情報報告の義務、市町村警察長は、犯罪統計や、犯罪鑑識に關する事項は、一定の形式により、都道府縣警察長を通じて、これを國家地方警察本部長官に報告する義務があるが、情報の報告に關しては、何らの規定もありません。神戸事件のごとき、すでに久しい前から尼ヶ崎市においてその徴候があつたのであるから、もし尼ヶ崎警察長がこれに關する情報を神戸市警察長に送つていさえたならば、あんな事件は重大事になることを事前に防止し得たのであらうと言われておる。なお市町村警察長に対して、新たに治安維持のため必要な情報の報告義務を課せんとするのであります。

六が教養の施設關係の規定の完備であります。警察管区学校、警察大学校に關する事項は警察法に別段規定がないから、これを政令で定めてもよいようなものであります。これらの学校は他の普通の学校とは違つておりまして、直接人民の福祉に影響する点が多いので、特にこれを法律で定むべきものとした。また都道府縣警察学校をだれが維持し、運営するかに関

して明文がない。管区警察学校及び警察大学校は、國家地方警察がこれを維持し、運営する旨の規定があるに比較し、疑問を生じやすいから、これを明瞭にし、かつ法文の体裁を整える上からも、都道府縣警察学校は、都道府縣國家地方警察が、維持し、運営する旨の規定を置くようにしたのであります。

次に市町村警察の下部機構であります。市町村警察署の下部機構については、二つのものを規定したいのであります。その第一は、都道府縣國家地方警察には、警察署の下部組織として、派出所または駐在所を置くべきことが警察法の第二十八條第四項の規定によつて明らかであります。が、自治體警察に対しては、これに該當する規定がないので、明瞭を欠く不便が多いから、改正の場合にこれを明らかにする條文を附加したい。但し都道府縣警察にありましては、置くことができることしないで、單に置くことであるから、派出所が駐在所かのどちらかを置かなければならぬが、市町村警察にあつては必ずこれを置かなければならぬこととする。

〔千賀委員長代理退席委員長補席〕財政などの問題から支障を來すこともあり得るので置くことができるとして、その設置に選擇の余地を残したのであります。かつその規定の附加によりまして、市町村警察の下部機構は置いてはならぬという疑問が解消するわけでありまして、その第二点は市町村警察署に下部機構として、派出所または駐在所を置くことができる。派出所または駐在所を置くこととすると、管轄区域は、市町村警察長がこれを独

断專行しないために、市町村公安委員會の意見を徴して、市町村條例でこれを定めることとした。

八、國家地方警察本部等の警察官の階級、都道府縣國家地方警察に屬する警察官の階級は、警察法第三十五條第二項に明記せられており、市町村警察に屬する警察官吏の階級もまた第四十六條第二項の規定によつて明らかであります。しかるに國家地方警察本部にありましては、本部長官、次長及び部長は法に明記せられておりますが、部長以下の課長以下の警察官の階級に關しましては明文がないのであります。また國家地方警察管区本部に於いても管区本部長以外の警察官の階級に關しては明文がない。そこでこれらのものが轉任したりする場合は不便が少くないので、大體都道府縣警察及び市町村警察と同様に、警部、警部補、警部次長、及び巡査の階級を設けんとするものであります。但し課長の地位にある者の階級は、都道府縣警察長に相當するものであつて、警視よりも一階級高めののを適當と思ひまして、新たに警視の上に警視正という階級を設けんとするものであります。

以上が私どもが公安局側に申し述べました概要でありまして、これにつきまして公安局側の回答の概要を申し上げたいと思ひます。以上申し上げました話を聴きました後に、公安局といたしましては、國會がかくも熱心に警察法の問題に關心をもつておることを知り、深く喜ぶとともに、またかくも精細に意見を立てられたことにつきましては、大いに敬意を表するものである。ただいま述べられた諸点はいずれも首肯し得るもので

第一類第二号 治安及び地方制度委員会議錄 第三十八号 昭和二十三年六月十五日

二に、都道府縣非常事態の特別措置であります。都道府縣非常事態に際し、特別措置を講じなければならぬという意義は十分に認めるところであります。ただ日本には地方自治の育成ということが必要である。しかるに非常事態が布告せられると、自治体警察は國家警察の統制下に服さねばならぬこと

才に相互援助規定の完備、これにつ
 いての意見でございますが、われ／＼
 も相互援助の規定を改正する気持はあ
 るが、改正しないで同じ目的を達する
 ような工夫はできないのであろうか。
 たとえば國家地方警察から自治体警察

次は情報報告の義務であります。この情報というものはややもすれば私生活に干渉する傾向のあるものである。非民主的なものであるがゆえに情報を報告することを義務的にするのは危険である。どうしても必要な場合は治安を維持するに必要な程度に限るべきものである。これが公安局側の意見の概要であります。

○坂東委員長　なお本日の日程は風俗營業取締法案、警察官等職務執行法案、並びに市町村立学校職員給与負担法案であります。便宜上市町村立学校職員給与負担法案を議題といたします。政府委員細野三千雄君からその説明を求めます。

第二條 市町村立高等學校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）のみを置くものの校長（定時制の課程の外に通常の課程又は夜間の課程を置くものの校長を除く。）並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給與は、都道府縣の負担とする。

2 市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員に係給その他の給與の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）は、これを廢止する。但し、同政令適用の際、従前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に屬する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で國庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給與は、第一條の

○細野政府委員　ただいま議題になりました市町村立学校職員給与負担法について、まず大要を御説明申し上げます。

第一條は、市町村立の小学校、中学校、高等小学校及び聾学校の職員に係給その他の給與を都道府縣負担とする規定であります。この規定は從來政令で規定されておりましたが地方自治法の解釈上、これによりまして、これを法律に改めることが適當であると考えたからであります。内容につきましては、從來の政令とは同様であります。新たに義務制となりました盲学校及び聾学校を加えたこと、從來主として市町村負担でありました退官退職手当、日直手当、宿直手当を今回都道府縣の負担としたこと等がおもなる内容であります。

第二條は市町村立高等学校の定時制の課程の職員に俸給その他の給與を都道府縣の負担とする規定であります。從來勤勞青年の教育は主として青年學校において行われておりまして、その職員の俸給等は都道府縣の負担とされておりました。しかるに、この四月一日より青年學校が廃止されることになりましたので、勤勞青年の教育は、主として新制高等学校の定時制の課程において行われることとなりました。従いまして勤勞青年の教育を振興するといふ趣旨から、市町村立高等学校の定時制の課程の職員に俸給等を、青年學校と同様、都道府縣の負担とした次第であります。

附則におきましては、この法律が四月一日にさかのぼつて適用されることを明らかにいたしますとともに、先にも申し上げました理由によりまして、従来の政令を廃止いたすこととしました。しかしながら市町村立の旧制中等学校に併置された新制中学校につきましては、主として義務教育に属しない学年、すなわち本年度におきましては第三学年の授業を担当いたしております教員の俸給等は、従前通り市町村の負担といたしております。何卒慎重御審議の上、速やかに議決されるようお願いいたします。

なお本法に関連いたしまして、学校教育法及び義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律、公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法、この二つの法律が財政及び金融委員会に付託なつておるのでありますが、今議題となりました法案の第一條の都道府県の負担となりますもののうちの半額は、この義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律によりまして國が補助するのであります。

第二條の定時制高等学校の職員の都道府県の負担になりますもののうち、十分の四は國庫が補助することにこの二つの法律で規定せられておるのであります。

以上説明を終わります。
○坂東委員長 議事進行の都合上、本法案に関する質疑は次会以後にまわしまして、次に警察官等職務執行法案を議題に供します。政府委員國家地方警察本部長官齋藤昇君から提案理由の御説明を願います。

警察官等職務執行法案 (この法律の目的)

第一條 この法律は、警察官及び警察吏員(以下警察官等という。)(が警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)に規定する國民の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職務職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

(質問)

第二條 警察官等は、異常な暴動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしてゐると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に犯された犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしてゐることについて知つてゐると認められる者を停止させて質問することができ

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害となり、善良の風俗を破壊しその他公の秩序をみだす虞があると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項の規定による質問を受けた者は、刑事訴訟に関する法律又

はこの法律第三條の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官等は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者について、その身体について凶器所持しているかどうかを調べる事ができる。

(保護)

第三條 警察官等は、異常な暴動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、緊急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適當な場所において、これを保護しななければならない。

一 精神錯乱又は酔のため自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者
二 迷ひ子、病人、負傷者等適當な保護者を作らず、緊急の救護を要すると認められる者(本人が相當の事由を述べてこれを拒んだ場合を除く。)

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならぬ。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適當な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置につ

いて法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護すること承認する簡易裁判所(当該保護をした警察官等の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。)の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官等の請求に基づき、裁判官において已むを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとすし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。

5 警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

(避難等の措置)

第四條 警察官等は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事變、工作物の損壞、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な難路等危険な事態がある場合においては、その場合に居合わせた者、その事物の管理者その他の関係者に必要な警告を發し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、

その事物の管理者その他の関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができ

2 前項の規定により警察官等がとつた処置については、順序を経た所屬の公安委員会にこれを報告しななければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適當な措置をとらなければならない。

(犯罪の予防及び制止)

第五條 警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を發し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができ

(立入)

第六條 警察官等は、前二條に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができ

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の來集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官等が犯罪の予防又は人の生命、身体若し

くは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 警察官等は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官等は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

(武器の使用)

第七條 警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防衛又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

る。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條(正当防衛)若しくは同法第三十七條(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に犯したる罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官等の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を

逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又はその者を逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

二 逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官等の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

(他の法令による職務)

第八條 警察官等は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に關する法令及び警察の規則による職務を遂行すべきものとす

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○齋藤政府委員 今回政府より提出いたしました警察官等職務執行法案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知の通り新警察法には、警察官及び警察吏員の職務執行上の権限や責任に關する具体的な規定はまつたくこれを包含してないものであります。従来は行政執行法及び行政警察規則において、警察官の職務執行の心得や権限、責任等を規定いたしておつたのであります。その形式も内容もいささか新憲法の精神にふさわしくないもの

がありますので、先般御審議の結果行政執行法は廃止せられたわけでありまして、このために警察官等の行為保護や犯罪防止のための立ち入りや、緊急の場合におけるやむを得ざる措置について、新たに法的の根拠を設ける必要が生ずるに至つたのであります。その他警察官による緊急避難の処置や、犯罪の予防、制止の権能や、武器使用の権限などにつきましても、従来明確な規定がなかつたのであります。この際、必要最小限の事項を具体的に規定した方が新憲法の精神に副い、また民衆や警察にとつても好ましいと考えましたので、これらの事項を一括してこの法律を立案したわけであり

ます。次にこの法案の内容について御説明申し上げます。この法案は本則八箇條、及び附則からなつておりました。第一條はこの法律の目的を述べ、警察官等が警察法に規定された職務権限を忠実に遂行する手段は右の目的のためにのみ用いられることを規定いたし、いやくも濫用するやうなことをないやうに戒めております。

次に第二條は犯罪の予防または捜査上必要な質問をすることができるとを定めたものであります。

第三條は、緊急の救護を必要とする者があつた場合、これに對して適當な保護を加へることを規定したものであります。

第四條は、天災、事変、交通事故、火災、爆発、極端な難害等の際、著しく秩序が乱れて、人の生命、身体、財産に危害の及ぶおそれのあるときは、警察官等の本務から考えまして、これ

らの場所に居合せた者や、関係者に警告したり、必要なときはこれらの人々を避難せせたり、または眞にやむを得ないときは、おのずから必要な措置をすることができるとを規定したのであります。

第五條は人が無意識にまたはみずから意識して罪となるような事をしようとしてゐるとき、これに警告してその行為をやめさせたり、それが著しく危険で急を要するときは、その行為を制止することができるとを定めております。

第六條は、前の第四條、第五條のような場合に、その事行われまたはこれに關係のある土地、建物、船等に立ち入ること、人の多数集まる公開された場所において犯罪が行われたり、生命、財産に危険が起ることを予防するために、それらの場所に立ち入ることを規定してゐるのであります。

第七條は、武器使用の規定でありまして、犯人の逮捕、逃走防止、正当防衛、緊急避難等の場合に限りまして、必要な限度で武器を使用することができるとであります。その場合におきましても、特に重大な犯罪を取扱う場合あるいは他にまつたく手段がない場合のほか、他人の身体に危害を與えてはならないと定められております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○坂東委員長 本法律案は議事進行の都合上、質問は次会以降に譲ります。次は風俗営業取締法案につきまして前会に引續いて質疑を続行いたします。

○問附説明員 先日、の委員会第八條

の關係につきまして御質問がございましたが、そのお答えを留保いたしましたのでこの際お答えいたします。

行政犯について罰則の規定を設けておりますのは、他の法律におきましても一般に例のあることであります。が、この場合に法人または人に對し同様の罰金を課する、この人が刑事無能力者であるやうな場合には罰金を課することができるといふかといふ御質問はたつたのであります。この点につきましては學説は両方にわかれておるやうであります。罰金を課することができるといふ説と、できぬといふ見解と相對立してゐるのであります。別にこの點に關する判例は現在ございません。ところが以前の司法省の刑事局といたしましては、この點に關する見解を昭和十三年ごろに輸入品等臨時措置法という法律において一應決定をいたしました。指示されておるのであります。それによりますと、かような場合に營業者が刑事未成年者なる場合といへども、その從業者の違反行為について責任を負ふべきものとすといふ通謀が発せられておるのであります。従つてかような例がございますので、本法の第八條の關係につきましても政府としては同様の見解でおるわけであり

ます。

○高橋(清)委員 そうしますと、いまだ確かめておきませんが、第八條の場合、人が刑事未成年者その他刑事無能力者である場合には、從業者の違反行為について刑事責任がある、こゝう御意見なんですか。

○問附説明員 さうでございます。

○高橋(清)委員 むしろさういふ御意見であるとすると、そのやうな營業者

の法定代理人に刑事責任を負わせるといふことの方が取締りの目的を達するに適當であると思われるのですが、その点はいかがでしょうか。

○問答説明員 いただいた御意見もつともだと思ひます。一般の場合に行政犯の罰則規定はかような形式、方法でもつて規定いたしておりますし、この場合特に一般の場合と異なつて、今お話のような規定を設ける必要もないかと思ひまして、かような規定にしておるわけでありませう。

○高橋(補)委員 私の見解では從來の立法例というものにこの際大いに反省を加へなければならぬものがあるかと考へておるものでありまして、ほとんど新立法が同じ文句を踏襲して、いかに情性的に規定されておるのではないかと、この疑いをもつておるものであります。風俗営業のごときは、刑事未成年者が営業者になつておるような場合、実質上は法定代理人がその営業の實権を握つていて、その法定代理人の意思によつて営業をいたしておるの見べきものが大部分だといふことになるのでありますから、その実質的に営業をいたしておるものを取締らないで、單に刑事未成年その他犯罪無能力者を処罰したのでは、とうてい取締りの目的を達しないのではないかと、思ふのであります。その点について御再考を願ひたいと思ふのであります。

○問答説明員 お話のように非常な年少の者が営業者になつておる場合には、法定代理人がその営業に関する連帶責任を負ふといふことに事實問題としてなると思ふのであります。さうな場合に本人を処罰しないで法定代理人を処罰した方がより効果的であると

いふ点もごつともな御意見だと思ふのであります。しかしこの場合はむろん体罰はないのであります。單なる罰金刑でございますので、法定代理人が十分なる責任をもち、良心的にやつていくならば、その営業者本人に罰金を科せられるようなことがありますれば、ただちにこれは法定代理人の責任だといふふうに通考するものだと思います。従ひまして本人に罰金がかかるということでありませうならば、十分に目的を達成することができると思ひます。

○高橋(補)委員 私が前回に質問いたしました点について、政府側より御答弁のありましたところはまだ納得しがたき点がございますので、いま一應念を押しておきたいと思ふのであります。それは第一條の第一号にありますが、客の接待をする場合全部を含むといふふうに規定することによつて、本法の目的を達するに支障があるかないか。むしろ私のただいま申し上げた婦女を例とした方が、本法の目的を達するのによりよいものであると思ふのであります。その点についていま一度御答弁を願ひたいと思ひます。

○問答説明員 婦女を削除いたしました。男子でも女子でも客の接待をいたしまして、客に遊興または飲食をさせる営業といふことになつた場合に、取締上不都合な点があるかないかといふと、不都合な点はないと思ひます。差支えないのであります。私も、風俗営業取締法案を立案いたしました当初の考へ方が、必要最小限度の取締りに止めていきたい、どうしても放任することができないものだけを取締りの対

象にしていく、さうな考へ方でございます。婦人が接待をいたしたすものが風俗犯罪の予防の見地から特に重要なのであります。男子が接待をするという場合には、それほど重要性がないと思ふのであります。さうな観点からいたしまして、むしろ範圍を拡張しないで、この程度の範圍の方が適當ではないかと考へるのであります。

○高橋(補)委員 次に第二條の許可機關を公安委員会となく、警察署長にするというところによつて、何か弊害でもあり得るでございませうか、その点いかがでございませうか。

○武蔵政府委員 新しい警察法の建前から申しまして、警察の運営の責任者は都道府縣の公安委員会あるいは市町村の自治体警察の公安委員会でありませう。従つて重要な事項については公安委員会の権限に所屬せしめる方が適當ではないか、すでに道路交通取締法等におきまして、重要な事項は公安委員会に許可といふふうになつております。また古物商取締法、こいつたものはすべて公安委員会において許可をするといふことになつております。新しい警察の運営の点からいまして、公安委員会制度によつていくことが適當であると思ひます。

○高橋(補)委員 實際問題として風俗営業といふものは各地方に非常に数が多いと思ふのであります。公安委員会においてこれを正確に調査して許可を與えるといふような仕事は今の段階において完全になし得るというふうにお考へになつておられるのであります。さういふことがでございませうか。

○武蔵政府委員 もちろん公安委員会が許可をいたすにつきましても、その事務局といたしましての警察がその調査等にあたるわけでありまして、十分に警察において調査をして、責任者として公安委員会がこれに許可をするといつた方向になつております。

○高橋(補)委員 その場合今お話のように、警察が調査蒐集した資料に基いて公安委員会が決定をするというやり方は、警察が調査して公安委員会が責任をもつといふことになるのであります。警察が資料を蒐集し、それに基づいて警察が責任をもつて事を決するといふことにいたしました方が、むしろ公正妥當な結果が得られるではないかと思へるのですが、その点いかがでございませうか。

○武蔵政府委員 御意見でございます。新警察法におきまして運営の責任者はあくまでも公安委員会でございます。従つてその事務局たる警察が十分に調査する、その調査したものをさらに公安委員会が慎重にこれを検討して、しかる上において許可あるいは許可しないという決定をするのが十分慎重を期するゆゑんであり、事務局の單なる意見によつてすぐ決定しない、さらにそれを公安委員会において検討するといふ点で十分に慎重を期する、同時にまた公安委員会がその警察の運営の責任者としての立場においてこれを決定をするといふのが妥當ではないかと思ひます。

○高橋(補)委員 現在の警察制度の点から考へまして、ただいまお考へのような趣旨のものであることは私も同感なのであります。ただ私の憂へますことは、本法がいわゆる異議の申立といふ方法を認めておりませんので、その

異議申立の制度を認めたいのであります。その方法として許可権を警察署長に與えて、さうしてもしその処置が不正であり不當であるといふ場合に、業者から公安委員会に対して異議の申立をなすといふような制度も考へられると思ふのであります。それについての御意見はいかがでございませうか。

○武蔵政府委員 ごつともな御意見とも考へるのであります。訴訟法一般の問題として別個に研究すべき点もございませうが、もちろん違法の処分といふような場合については、訴訟の途が開かれております。訴訟によつてこの方法を救済するといふことも考へられるわけでありませう。ただもちろん訴訟といふ煩雜な手續によらないで、もつと簡便な方法がないかといふ点が御意見の趣旨だと思ひますが、これについては訴訟法といふものを検討する必要があるといふことは私も考へております。現在におきましては、違法な処分については、訴訟という途によつてやるというのがよろしいのではないかと思ひます。

○高橋(補)委員 第二條の許可を與るや否やといふ問題と、第四條の営業の許可を取消し、または営業の停止を命じ、その他必要な処分を命ずるといふことですが、それらの処分が不正であり、不當であるときの救済といふことは、風俗営業の場合においては、きわめて業者としましては緊急を要する問題であるのであります。これについて異議申立の方法がなく、急速にこれを是正するの途が開かれていないといふことになりまして、ただいま考へられますことは、訴訟の方法一つであります。ただ救済手段があると言

つて満足するのは、これは法律といふことのみを考える、——社会の實際生活を考えないで、法律の條文だけを考へるといふことになれば、それもいふまでもない、實際生活といふ点と綜合して考えますと、どうも、訴訟の方法によつて實際的に救済ができるものではないのであります。これは前にもお尋ねいたしましたのであります、現在の訴訟の状況をみますと、非常に訴訟が遅延して、長いものになりますと、数年間を要するといふようなことになつてゐるのであります。たとへば第四條の場合の例をとりますと、これまで營業してゐた者が營業の許可を取消されて、しかもそれが不正であつたといふような場合に、訴訟の方法によつておきますと、かりに判決によつてこの処分が過つてゐたといふので取消されたような場合でも、實際上はもうすでに業者は設備をそのまゝにもちこたえてゐるという場合は少からうと思ふのであります、といふ訴訟によつて實際的には救済し得ないと思ふのであります。ですから、法の法律において、異議申立、訴訟等の救済方法が講じられておらないといひました、風俗營業のようなものは、その營業の態様等からみましても、ぜひ不正不當の処分を急速に救済し、是正する途を講じておかなければならぬ。それが立法者の責任であると思ふのであります。それゆゑにここに救済の途を考えたい、異議申立の方法を考えたいと存じまして、先ほどお尋ねいたしましたように、その途が開かれておらない以上は、署長に許可権も與へ、そして公安委員会に異議申立等をなし得る途を開くことが

賢明ではないかと思ふのであります。何とぞ御答弁をお願いいたします。
○齋藤(異)政府委員 いただいた御意見はまことにごもつともでありまして、一つのりつばな御見識だと私は存じます。ただ先ほどから刑事部長がお答えいたしましたように、こゝにこゝに一種の許可は、警察署長でなく公安委員会に許可されるという立法の前例になつておられますから、原案がさうなつておられるのであります。前國會に提案をいたしました古物取締法におきましては、警察署長に許可されることになつておりました。これを、第一回の國會で公安委員会に許可をさせる方がよろしいという趣旨で、改正案を政府から提案いたしましたのであります。さうな意味で、公安委員会の権限を尊重するといふ意味で提案をいたした次第でございますが、私の方は強いてこの意見を固執するのではございません。他の法令にもすでに公安委員会の権限に属しておるものがございまして、これについての行政救済の途につきましては、なお別途訴訟の方法等によつて解決をはかつていただかなければならぬ問題だらうと思ひます。率直な意見としましては、私は強いて反対いたしません。
○高橋(補)委員 だいたいお話のありました警察署長よりは公安委員会を尊重するといふ御態度は、結局國民をいかにして保護するか、いかにして國民に満足していくような立法をするかといふところから出發されたものであると思ふのであります。しかした形式だけが署長から公安委員会というところに上つても、さうして公平に考へて、實質上國民が非常な不安をもつといふやう

なものであつてはならないと考へますので、私は先ほどのやうなお尋ねをいたしましたのであります。
さうにお伺ひしたいのは、この場合、許可権を公安委員会に與へると仮定しまして、異議申立その他救済方法を地方議會をして當らしむるやうな制度を設けるということについては、いかがでありましょうか。
○武藤政府委員 一つの御意見として、十分に研究に値すると思ひます。ただ御承知の通りに、警察法におきましては、公安委員の任免について知事が都道府縣會の承認を得るということになつておられます。それ以外の運営管理については、都道府縣知事ないしは都道府縣議會といふものは、これに關與しない建前になつておられます。さういふ点とらひ合せて、相當研究しなければならぬ問題がたくさんあるのではないかと存じます。
○高橋(補)委員 法律をもつて新しく地方議會に、先ほど申し上げましたやうな権限を與へるということにすれば、決して不可能でなく、不相當のものでないと思ふのであります。ただいままで御研究になつたところで、そのやうなことはできないといふやうな根拠を何かおもちでしょうか。
○武藤政府委員 私が申し上げました趣旨は、法律の形式の問題ではなくして、新警察法の精神の實體といふ点から考へて、都道府縣議會が公安委員会の職について關與するといふことが、はたして新警察法の性格からいって適當であるかどうかという点で、大いに研究しなければならぬといふことを申し上げたのであります。
○高橋(補)委員 第六條のいわゆる風

俗營業の營業所に立ち入ること、は、この前の御説明で、從來の臨檢といふことと同趣旨のうちに承つたのであります。私が、私はこの規定はやはり憲法の精神に反するものと思ふのであります。政府の御答弁のごとくにいたしました、私はそこに非常に疑問があると思ひますから、この立ち入りとなし得る場合、やはり他にこれまでもいろいろの立法例がございまして、裁判官の許可を得るということにする方が適當ではないかと思ふのであります。その点についてはいかがですか。
○武藤政府委員 この点につきましては、憲法第三十五條との關係について、先般の委員會において法制局長官から御答弁申し上げた通り、三十五條の規定とは關係なきもの、別個のものであるといふ解釈を堅持しております。食品衛生法その他前會に例を引いて申し上げました通り、さうな法案に出しておりますやうな立法例もたくさん出しております。それに従つて本案もつくられたものであります。
○高橋(補)委員 裁判官の許可状を得て立ち入ることにするに、何となく、何か取締上支障が起り得るであらうまいか。

○岡野(補)委員 第六條の立ち入りは、公安委員會が取締りに關する行政上の権限をむろんもつておられるわけでありまして、その行政上の権限を良心的に、また適正に行使するために、營業所の状態を檢査、あるいは視察することが必要だ、それを認めたといふ趣旨なのでございまして、さうな行政上のためにする立ち入りの場合に、一々裁判官の許可状がなければならぬといふことになりまして、とうてい風俗取締りの目的を達成することができないだらうと思ひます。
○高橋(補)委員 第六條の場合には、私どもの考へでは警察官が活動される場合が非常に多いと思ふのであります。現在の警察官の程度をもつてしては、第六條の規定を濫用するやうなことが起るやうに考へられてならないのであります。そこに裁判官の許可状を得て、公正に立ち入ることの方、これは業者のためのみならず、現在の程度の警察官をもつてしては、警察官のためにもなるといふふうに考へられるのであります。いかがでございますか。
○岡野(補)委員 立ち入りをいたしました検査等をする必要は、法律や條例にきめられた違反の、大体に現行の場合が非常に多いと思ふのであります。あらかじめ一定の不都合など申します、好ましくないことがあるので、それを調べるというやうな場合は、むしろこの業態の通常の形といたしまして、現場にはいつて見たときに、その従業者なりあるいはお客の間で、好ましくない行為が行われておるといふやうなことが多いと思ふのであります。さうな場合にこれに対する適當な行政上の制裁を加へなければならぬといふやうなことがありますので、一々裁判官の令状がなければならぬといふ、十分目的を達成しがたい。同時に警察官自身のこれに対する濫用はまた別の問題といたしまして、この法律が施行されますれば、一層嚴重に救済をいたし、また監督も嚴にしていかなければならぬと思ふのであります。同時に立ち入りが、むろん正当な理由なくして

不法の立ち入りというようにならな
りますれば、これは当然にこの第六條
に認められた現場を視察するものと
して、不法なる侵入になりますので、
当該営業者としてこれに対する対抗
の手段が法律上認められるわけであ
りますので、まず目的を達成いたしま
すためには、この程度の規定にいたし
て、運用の上におきまして十分に注
意をするということにいたしたいと思
うのであります。

○門司委員 ちよつと一言だけ聞いて
おきたいと思ひます。第五條に「公開
による聴聞」と書いてありますが、この
聴聞の範圍を一應お聴かせ願ひたい
と思ひます。

○岡崎説明員 第四條による営業の
許可の取消しまたは停止を命ずる場
合——前提條件をいたしまして、当該
営業に關して法令または前條の規定に
基く都道府縣條例の違反行為がなけ
ればならないということになつておるの
でありまして、その違反行為があつた
かなかつたかという点につきまして、
公正なる判定をするというために、こ
の聴聞を行うわけでありまして、從つて
公安委員會が聴聞を主宰いたしまし
て、当該営業者の出頭を求めて、営業
者側の言ひ分を十分に聴く。この場合
に当該営業者が弁護人を代理に立て
たり、あるいは証人を利用するといふこ
とは、もちろん自由に行ふのであり
ます。

○門司委員 これは公開となつてお
りますが、さらに第二項で、この「聴聞
の期日及び場所を、期日の一週間前ま
でに、当該営業者に通告しなければな
らない」と書いてありますが、これは
ただ当該営業者だけではありませんが、そ

れとも公開という問題は、一般の聴衆
を入れてもいいという意味であります
か、どつちでありますか。

○武藤政府委員 字句としてあるいは
正確を欠いておるかもしれませんが、
公開によるという趣旨で、當然一般に
示す、從つて裁判所等でやられておる
ように、警察署前に公告をするといふ
方法によりまして、一般に公開する
ということでありまして。

○高橋(補)委員 ただいま門司委員の
質問にお答えになりましたこの第五條
關係でいゆる公開なるのでした
ら、当該営業者に通告するだけでな
く、一般に公示するといふような制度
を置いた方が徹底すると思ひます。
が、それはいかがでありますか。

○武藤政府委員 正確に申し上げます
が、そういうことも必要と存じます
が、この公開によるという字句によつ
て、おのずから公開という趣旨を示し
ておるつもりでございます。

○高橋(補)委員 第六條の点でありま
すが、先ほどの御答弁ですと、いかに
も現行犯を発見するために必要がある
から立ち入るといつた感じをもたせら
れるのであります。それであれば、
なおさら非常な危険が感ぜられるので
あります。それは不法に立ち入つたな
らば、そこに立ち入つた者の権利の濫
用として、いろいろ犯罪その他の問題
が起りますから、その方で救済できる
といふような御意見と思ひます。ま
た警察官の懲戒といふものも非常に厳
格に行つておられますので、それによつ
て趣旨を達成することができると思ひ
ます。

うだれにでもできることではないと私
は思ふのであります。むしろ多くの入
は泣き入りをするといふようなことに
なりがちだと考へるものであります。こ
先ほどの答弁を伺ひまして、私の考
えておりますように、非常に営業者に不
安をもたせる、そうしてまた一般の正
しい客に対しても不愉快な思いをさせ
るようなことが多くて、この風俗営業
といふことも正しい営業として認め、そ
してこれを正しく発展させていこうと
いう考へ方からしますと、どうして
も先ほどお尋ねしましたような裁判官
の許可状をもつて、公正妥當にその職
務を遂行していくといふことの方が、
非常に進歩した文化的なやり方だ、民
主的なやり方だと思ふのであります
が、いかがでありますか。

○武藤政府委員 この立ち入りにつ
きましては、本法並びに條例が勵行され
ておるかといふことを見て歩くわけ
であります。たとえば家の構造、あるい
は電氣などの照明といふものが、條例
を守つておるかどうかといふことを見
て歩くといふ趣旨のものであります。
かようなものについて、一々裁判官
の令狀を請求してやるというこ
は、あまりにも手数を要するといふよ
うなことも考へられます。また警察
官についても非常に御信賴なされないお
言葉もございましたが、この点は公安
委員會において十分に警察官の規律
といふものは保持されると思ひます。ま
た警察官の懲戒といふものも非常に厳
格に行つておられますので、それによつ
て趣旨を達成することができると思ひ
ます。

○高橋(補)委員 最後の附則のところ
に、昭和二十二年十二月三十一日まで
に営業の許可を受けて、この法律施行
の期日に至るまで引續いて風俗営業を
営んでおる者は、都道府縣が條例で定
めるところにより必要な届出をしたと
きは第二條第一項の規定により許可を
受けたものとみなすといふたように規
定しておくことが、諸般の事情に即
するようによつておられますがその点
いかがでございますか。

○武藤政府委員 お説の点でござい
ますが、これについては先般來御説明申
し上げまして、特別に新たに附加する
ものもないのであります。御承知の
通り本年の一月から空白の期間があり
まして、その期間に事實上営業を始め
ておる者があるといふことも考へま
す。かような者と、それから從來から
かりに許可を受けてやつておりました
も、本年の一月以降において構造の更
更をしておるといふようなことも考へ
られます。あるいはその営業内容に若
干の変更を來しておるといふ場合も考
へられます。從つてさうな場合に
いへば一應新しい條例の見地から、内
容をあたらないければならないといふこ
とになります。事実上結局全部につ
いてあたつてみななければならぬとい
う結果になります。もちろん府縣でつ
くる條例といふものも、從來のもの
非常に大きな変更があるといふこと
も考へられますので、大体において
從來許可を受けておつた者は、今度の
ものにおいても許可を受けられるとい
ふことになるだらうと思ひます。實際
問題としてはさきほど不都合も起らな
いのではないかと考へておられます。

○高橋(補)委員 ただいまのお話の、
本年一月以後許可を受けないで営業を
やつておるといふ者に対しては、これ
はまあ、また別に考へてみる必要があ
るかもしれませんが、昨年十二月三十
一日までは正式に許可を受けて、そし
てこの取締り關係の法規を遵守してま
いて、そしてこの法律が制定されて
も、ただいまお話のように、まあ大部分
は許可を受けられるだらうといふよう
な見通しであれば、なおさら煩瑣な手
続を必要とせず、しかもまた業者にお
きましては、氣分的には新しく許可を
受けるということ、單に届出だけで
営業がなし得るということとは、非常
に差異があると思へるのであります。
やはり親心を示してやることの方が賢
明のごとくに考へられるのであります
が、その点についていま一度お答えを
願ひたいと思ひます。

○武藤政府委員 從來の府縣條例によ
つて許可を受けておつたといふものに
ついては、そのまゝ届出でよいのでは
ないかといふ点であります。これは
われわれも法律上の観点から、内部で
相當關係方面とも研究した問題であり
まして、本年の一月からの空白時代、
つまり自由営業時代に営業を始めたも
のと、それから從來の府縣條例に基
いて許可を受けて営業をやつておるもの
とこれは共に既得権者といふ立場にお
いては同じ立場に立つものである。そ
れを片方のものだけは届出でよろし
い、片方は新たに許可を受けなければ
ならぬといふことは、法律上、非常に
疑義が生ずるという意見も相當有力に
ありましたし、かような見地から、やは
り一應全部を許可するといふことが、
かえつて公平の途ではないかといふこ
とを考へた次第であります。業者に対
する親心といふお話がありました。

これは十分この法の運営において現われてくる点でありまして、この法令でも十分にその趣旨が達成できると思ひます。

○荏原委員 ちよつとその点について一点お尋ねしたいのですが、大体この法律の目的は、カフェーとか、ダンスホールとか、喫茶店というようなところにおきまする娯楽、賭博というものを取締るの目的だということ、政府委員の方で説明されたのであります、が、そうしますと、現在の一般の状態を以ておきますと、もと貸座敷というやうなものが営業してありまして、これはほとんど今の営業の目的は、むしろ料理店とか、喫茶店とか、そういう営業以上に、主要の目的は娯楽にあるというやうなことがあるのであります。それからもちろん最近始めた娯楽の中にも、われ／＼が社会的に見まして、これはもう娯楽が主要目的であるというやうな娯楽があるのであります、が、そういうやうな娯楽は当然許可しないという方針ですか。あるいはまた内容が變つてきたならば許可するという方針ですか。たとえばもと遊廓の跡にできておる、まづたく現在におきましては、主要目的は娯楽であると思はれるものがあるものであります、この点をひとつ伺ひたい。

○間狩説明員 もとの貸座敷営業が、現在は變つた姿になつて経営しておるのですが、そういうものに対する御質問だと思ひます。これは従来の貸座敷営業は許可を受けて娯楽行為をすることを認められておつたのであります、が、それが連合軍の指令によりまして、一切のそれに関する法律規則が撤廃されたので、従つて法律的に申しま

すと、現在はもう許可を受けてやつておるのではなくて、いわゆる密娯楽というところに形式的にはなるわけであり、ますが、しかしこの問題は沿革の非常の古い問題でもあり、また將來にいかにするかというところも突に重大な問題でありますので、現在までのところ暗黙にそれを認めてゐる。かような状態できているわけでありまして、その娯楽の問題につきましては、結局従来の考え方は、この地球上からそういうものを根絶するといふわけにはどうしてもまゐりませんので、ある一定の地域にそれを限定いたしまして、そこだけに許して、他の全國一般の地域にさうな風俗的に好ましくない事柄がどこでも行はれるといふやうなことを絶対になくして、いこうというところが、従来の風俗取締りの根本的な方針としてきておつたのであります。しかしそういう關係からいたしまして、法律規則等が廢止になつてまいりましたので、これを今後いかにするかという問題が重大なわけでありまして、また一面娯楽取締りに関する法律案というやうなものが、現在法務廳で立案せられておりまして、それがやがて國會に提出されるというやうなことになるのではないかと、その関連におきまして、大きな問題を生ずるわけでありまして、現在私どもの考えをいたしましては、従来のわが國の方針をそのまま將來に向つて堅持するといふわけには、新しい時代の流れからしてできないかと思ひますが、しかしまた一舉にしてあゝい地帯を根絶してしまふといふことも、これまた行過ぎでないか。結局一つの新しい方向の理想を目指して、漸進的にこれを改善をはかつていくといふやうな

方向に今進んでいくよりほかないのではないかといふやうに、現在のところ私どもとしては考へております。

○荏原委員 そうしますと、大体娯楽の許可並びに娯楽の取消の基準というものは、どういふところにおくことになるのか。娯楽をやつた者はもう娯楽の取消す。あるいは娯楽の疑ひの濃厚な者については娯楽を許さないといふやうなことが、大体條例あたりできまつてくるのじやないかと思ひますが、現在の時代におきましては、そういうやうなきめ方はできないといふ見通しなんでしょうか。娯楽の事実があれば娯楽を取消すとか、あるいは娯楽を目的とするらしいものについては娯楽を許さないといふやうな明文を、條例の中におくことは現在ではできないといふお見通しであるかどうか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○間狩説明員 さきに申し上げました従来の貸座敷営業の場所におきまして、娯楽が行はれるといふことは別問題といたしまして、その他の場所におきましてみだりにさうなことが行はれるといふことは、風俗上最も好ましくないことであることは言うまでもありません。この風俗娯楽取締法の主眼も、さうな事柄を肅正すると申しますか、ないやうにしよといふところ、目的があるわけでありまして、従つてお話のように、娯楽を現に行ひ、あるいは行ひおそれが多分にあるといふものに對しまして、娯楽の許可を與えなかつたり、あるいは與へた許可を取消すといふことも、當然できることだと思ひます。

○荏原委員 そうしますと、その許可とかあるいは取消の基準というものは、抽象的にさういふ條例の中に盛ることではできないので、やはり古い歴史

は、抽象的にさういふ條例の中に盛ることではできないので、やはり古い歴史

○間狩説明員 從來の貸座敷営業に對しまして、娯楽をかりにしておつても、娯楽の許可をするといふことは、いわゆる娯楽の黙認になりますので、そういうことをやむを得ず黙認するわけでありまして、これを條例に規定することはもちろんできないと思ひます。

○大澤委員 大体今の政府委員の方や、各委員の方々の質問や答弁によりまして、この風俗娯楽取締法案に對してのお話はわかつたやうな氣がするわけでありまして、大体八月一日からこの法律を施行するといふことになつて

○間狩説明員 八月一日がくるまでは自由でありますので、娯楽することはできます。但し結局第二項の三十日間

の猶予期間がありますので、八月三十日までではできるのであります、三十一日以後は新たに許可を受けなければ娯楽を継続することができないといふことになるわけでありまして、

○千賀委員 私は高橋委員のもつておられる思想並びに見解と大体一致をいたしておりますのみならず、この場内の空氣も大多数はこれに一致だと思ひますが、なおこの際はつきり伺つておきたいのは、第六條の臨檢にかかわることでありまして、今までの照答を聴いておきますと、やはり娯楽の現行犯をあげるために臨檢をするのだ。その臨檢は火急を要するからなか／＼裁判所の許可を得て行くことができないといふことのようにございまして、風俗娯楽といへども、必ずしも娯楽を家で養ひ、あるいはよそから連れてきて、これに娯楽させるというばかりでなく、風俗娯楽はいたしまして、ここで正しい人生活が行はれていく例もたくさんあるでしようが、これがこ

○間狩説明員 八月一日がくるまでは自由でありますので、娯楽することはできます。但し結局第二項の三十日間

臨検をしてやろうということになりま
す。とまつたところに風俗営業に携わ
つておるがゆえに、人生の秘密も、人
間としてのほんとうの、何と言いまし
ようか、男女生活の、夫婦としての家
人の樂園も結局あつたりと踏みにつ
れることになるのでございませうが、か
ような点につきまして、この第六條が
あまりにも軽く取扱われておることは
不満でございませう。それならば、そ
ういふことがいかならば、こんな風俗
営業をしなければよいじゃないかとい
うことであるならば、風俗営業という
ものは人権を主張し得ない、いわゆる昔
の言葉で言へば、賤業者の認識をもつ
てやる者だけが、風俗営業者として立
つのだということになりまして、全風
俗営業者というものは、やはり官吏の
どんな蹂躪にも耐えていく、しがない
賤業者の人だけということになる。淫賣
は賤業である、何と圧迫を受けても、
踏みにつられても、ただ頭を下げて淫
賣で飯を食つていくのだということに
なると思う。この点がすこぶる曖昧で
あり、また人権を過度に蹂躪し、人間
としてのビューマニズムというものを
法律の力で破壊していくのだ、かよう
に思ひます。その点からいひまして
も、やはり第六條は裁判所の許可を得
て臨検にはいるのが当然である。せめ
て裁判所でもなくとも、警察署長なり公
安委員会の許可なり認定なりを得てい
くということになつても、まだ警察官
個人が勝手に表を歩きなから、ひとつ
嵐を吹かそうかというので、飛込むよ
りもよいかと思つてあります。この
の点はどうお考えになりますか、こ
におきましてこの臨検という制度があ
つたために、どれくらい一部の國民が

泣かされたか。また不良な警察官はこ
れに便乗して、そういう家にとぐろを
まき、やみ酒に酔ひしれて、おれの顔
を立てなければ臨検をやればかりだ
というやうな場合がいくらもあつた。私
どもが過去において地方議会の議員と
しております間、そういうやうな悪政
に泣いた人たちがどれくらいいられ
たの門をたいて苦痛を訴えてゐるか
しれません。依然としてこの法律を改正
されまして、そういう欠点が除かれな
いといふことになりまして、私たち
は眞剣に考えなければならぬ。政
府當局ははたして第六條というもの
は、ここに従前の形をそのまま踏襲し
て差支えないか、何らかの形によつて
これは改正する方が当然であるとい
まだにお感じにならないか、この心境
を伺ひます。またわれ／＼がこの点に
修正をいたしましたならば、あなた方
にはその修正に服従をせられる氣持の
上、見解の上の余裕があらうか、な
い、われ／＼が修正をいたしました
も、あくまでこの原案を可なりとし
て、これを金城鉄壁なりとして、これ
によられる意思であるかどうか、その
御決心も伺ひたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 もちろん御修正
になれば、われ／＼はその法律をその
通り実行するのが至当であります。か
ら、これにつきまして修正された後
とやかく申すことは一切ございませ
ん。ただ先ほどからいろいろお話の点
は、警察官吏の常軌を逸脱した行爲、
あるいは一部にとき／＼遺憾な例を見
ますやうな、よくない警察官が現われ
ることがあるという点についての心配
が一番多いと思つておりますが、こ
れらは新しい警察制度の運営におきま

して、府縣及び市町村公安委員の方々
が責任をもつて指導し、また監督をし
ておられるわけでありますから、身
近かにそういう民主的な公安委員の
方の御指導監督のもとに、警察官が
そのやうな権限を執行いたします場合
には、従前よりそれらの点につきまし
てはよほど改善せられる点が見られ
るだらうと私は考へておるのでありま
す。署長なりあるいは公安委員会の承
認を得てという点でもあればというお
話でございませうが、これは警察署長
なりあるいは公安委員の方が運営につ
いて責任をもつておられます。以上
は、必要とあればそういうことを自
発的にやられることと私は考へるので
あります。かような半ば行政的な職
務を行います警察官が臨検をいたし
ます際に、普通裁判官の令状は、犯罪
があるという相當の証拠を裁判官のと
ころに提出をいたしました令状をもら
うのが常例だと思つておりますが、こ
の行政規則が守られておるかどう
かについて臨検にまいります際に、裁判
官の令状を一つもらひますことは、前
例にないといふことは理由にはなりま
せんが、おそろしく裁判官がどうい
う理由で令状を與えられ、これにつ
いても非常に困難な点があるかと考へる
のであります。今日の事情から、善良
なる警察官がこの法律及びこれに基
いて出されます條例が、議會なりある
いは縣會、市町村會のきめられた通り
に運営されておるかどうかといふこと
を見てまわるといふことの必要は、や
はりあるのではないかと考へます。そ
の点は十分御了察いただきたいと思
つてあります。

○千賀委員 裁判官が臨検の許可証を
出すのには証拠をもつていかなければ
出すことができない。これは一般の犯
罪がそうなるからおからさうにおつ
しやうと思ひますが、私どもの殊に
心配いたしますのは、その点ではなく
て、もちろん風俗営業をしておつて、
一應どうもあの家は淫賣が盛んに行
れておるやうだから臨検してみたい
といふことだけで、もちろん裁判官は出
して結構であります。われ／＼はその
点についてちつとも不服を言うもので
はありませんが、さて一回や二回の臨
検に許可証を裁判官から発行してもら
つて行くといふことならば常識的であ
ります。その後何回も繰り返しても、
今日も行った、明日も行った、次も行
つた、一月のうちに二十日も臨検をし
たといふやうなことをやりまして、作
意的にその家を潰してしまおうとい
ふやうな企てが行われまして、たれも
これに不服を言うこともなければ、ど
うする手段もないといふことが、こ
のままではあり得るだらうといふこと
を想像して、それをおそれるのであり
ます。裁判官なりあるいは公安委員なり
がさうな要求をもしも警察官から受
けたときには、おそろしく疑ひがあ
ります。それで、一晩か二晩行つてみて、
それで事実がつかめなければ、また時
を経てやるのが当然であるとか、ある
いはその警察官が拙劣であるとかい
ふことを考へるはずであります。こ
ういふ矢継早に同じやうな臨検をや
るということになりまして、そういう要
求が出てくれば逆に、これは警察官に
何の目的があるか、この風俗営業を取
締めるというのほかに、何らか不正
な目的が隠されておるというこ
を感づいて、警察官の方の取締

りに逆に注意を喚起する端緒になりま
すから、それで私どもはよくどもさ
うなことを言うのであります。これを
警察官のなすまゝにいたしてあります
れば、明治、大正、昭和と長い間の
弱き営業者が取締官に苦しみられ
きた不合理な、長いものには巻かれ
るやうな、屈從的な、奴隸的な、
實際唾棄すべき關係から結局脱却す
ることができない。そこで私どもはそ
れを憂へて言うのであります。あなた
が第一回の臨検、あるいはほんとうに
常識的な、回数も少い臨検についてさ
え、証拠を持つていかなければ裁判官
の許可がとれないといふことで、われ
われの言うことに抵抗しておるなら
ば、大きな間違ひであります。われ
れはそれの次の場面を心配してこのこ
とを大声叱呼しておるのであります。
いかがでしようか。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま例にあ
げられましたやうな警察官のむしる乱
暴と申しますから、かような行爲の抑
えといたしましては、どうしても公安
委員会の指揮監督というところに期待
をしなければならぬ。この公安委員会に信頼がで
きないといふことではあります。警察
官からいかに権限をとりまして、や
はり悪いことをしようといふ警察官は
除かれたいと思つてあります。公安
委員会及びその命を受けてやつてお
ります署長が、今日の時代をよく考へ
るという精神に徹せられることが一
番肝要なことでありまして、またそ
れをもつて足るのではないだらうか。
今日の制度のもとにおける公安委員
会に対しては、それらの信頼が十分お

ていただけるものと思ひますし、またこれに信頼がおけるように、輿論なりあるいは国会なりそれらの方からの御監視あるいは御指導がなければ、警察署の運営はいつまで経つてもよくならない、かように考へております。もちろん一番の重点はこの点に最大の期待をかけ、またこれを信頼いたしていきたい、かように考へております。

○千賀委員 私の言うように、もしも裁判官の許可にあらずして、公安委員会が警察署長でもないのです。そういう方の認定書なり許可証なりを持つて行くということになれば、なおさら公安委員会が警察官の行動を監督するということに最も便利な途であり、これは一石二鳥になると思ふのであります。ただ總体的に公安委員会は警察官を監督しておるから、公安委員会と警察官が対立しておる限りは、一対立でないかも知れませんが、これが有限の、絶対警察官に監督上の便宜を與える必要もなければ、また監督に適當な形をつくつてやる必要もないという議論ならば何をか言はんやでありますけれども、ただ概念的に、監督をしておるからいいじゃないかというのでなしに、公安委員会の認定書を持つて臨検に行くということであるならば、非常にこれは監督の實際から、適切な監督がその條項を通じてできると思ふのであります。これから先は議論にならぬと思ひますから、この点は答弁を求めません。

か、あるいは新聞を見て届出るとか、民衆の方がしてくれば結構であります。なかにこの法が施行せられたことを知らない業者も多いのだらうと思ひます。それでこれが三十日の間に届出なければ権利を失うといううな、ことになりましては、やはりこれは非常に不便であると思ひます。私の理想といひましては、許可を受けるための届出、私はそれよりも三十日の間にただ届出をすればいいのだというので、たとえば権利を失うことがないやうなことがあつても、人生の根本的な権利に關係しないから、やはりこれは許可よりも届出の方がいいのだと思ひます。それから法律空白の時代、この六箇月の間に新しいものができたという点につきましては、もちろんこれは法律上の許可を受けてつくつたと同じ権利でございましょう。だからこの間に好ましからざる所にもしこうした営業者ができたといひましたも、これは当然國家及び市町村等、たとえばそういうものをつくられては困ると思ふ側の責任でありまして、法によつて、これを再許可を申し出て来たときに、かわいそうに職散らかすというて、よそに移轉させなければ町村全体、縣全体の体裁の上にもよろしくないので、いふやうな問題がもしあつたとしても、適當な補償費を與えて、その營業を買取つてやる、補償費を與えて取り潰して、その人らを別な職業につくやうに補導してやる、そこまでの責任を持たなければ、いかに空白時代といへども、一旦われ／＼同胞が自分の職場

と定めた所で基礎的な營業を営んでおるのに、一片の法律の取扱ひによつてその存在を否定し、その人間としての根本的な生存の權利を奪つてしまふといふやうなことは、実にこれは大それた計画であります。かような点において、私も断じてこれは賛成をすることはできません。むろん町としてこゝういふ所に風俗營業があつては困ると思ふ所に、新しくできる例はあると思ひます。これはおのづから私がたゞいま申したところの取扱ひによつて、その人らの轉業なりあるいは更生なりを考へなければならぬのであります。空白時代につくつた者の權利につきましては、空白ならざる前に官廳の許可を得てつくつた者と断じてこれは同じでございませう。この点に何らの開きはないと考へてゐるのであります。してみると、こゝういふものがあるために、全部をこゝで許可を願ひ出させるということは、根本的に考へが間違つております。こゝういふものはあつてもよいから、これは全部届出制でやらして、もしも行政官廳がこゝういふものの存在に困るという區域があつた場合には、この人らの處理なり轉業なり、あるいは更生指導なりは別の方法で、民主的にほんとうに人權を尊重する同胞愛の上に立つて、おのづから他の方法でやる途があるものであります。この点につきまして、御見解はいかがですか。

○岡野説明員 まことにごもつともな御説でございますが、この取締りの實際の處理の面から申しますときに、やはりこの法律によりまして新しい取締りをやつていくというためには、この營業者の場所でありませうと、設備、構造あるいは營業者本人、それらが風俗取締りの上支障のないものでなければならぬといふことは言ひまでもないであります。現にやつてゐる人を全部許可をしたものとみなしまして、届出だけで足りるということにかりにいたしましたとしても、しかし風俗取締り上、法律の精神から見ても支障のあるものはやはり許可を拒否するといふ措置をとり、またそれに必要な規定を設けなければならぬと思ふのであります。こゝういふことと、結局この法律の施行の上から見て、支障があるかないかといふことを確かめまして、支障のないものは届出で足りる、そうでないものはやはり一應全部許可の申請をさせるといふことになつてまいりますので、結局全部について一應審査をしなければ、この法律をせつ／＼つくり出す目的を達成したいといふやうな關係になるわけでございます。一應法律といたしましては、新しい法律がこゝにできることではありますので、現に既得権者として營業してゐる者も、それに上る制限を受ける受けるということは一應やむを得ないことではあります。運用の上におきまして、その權利を十分に尊重して、風俗取締り上支障のあるものは別といたしまして、そうでない場合は、十分にこれを尊重するといふことによりまして、業者の立場と、またこの取締りの目的といたしまして公共の立場の適當なる調整をはかりたい、かような考へであります。

○松浦(業)委員 この前私大體質問しておいたのですが、第三條の規定は、私の質問したことは、いろ／＼縣によつてまち／＼なるおそれがある。それを抑えなければ、そこに非常に取締り上不便が生ずるといふ立場から、この前質問をしたのでありますけれども、もう一歩つ／＼で、この第三條の内容について、大體の標準をきめてもらなければならぬといふことを提唱したのであります。一應風俗といふものは何であるか、その風俗については何もたつていないのであります。こゝういふことが風俗であつて、こゝういふことについて風俗を害するといふことは、これでは何もわがらないのであります。大體都道府縣に任せられておるが、それは府縣でまちまちであり、法律そのものが何を目標にしておるかかわらないといふことになりまして、大體においてどういふ点を風俗上取締るのかといふ基準をこの第三條に掲げる必要があると思ふのであります。

それからこの前も話しましたが、従前は料理屋、飲食店その他の取締規則に違反した者は拘留料程度であつたのであります。この法案によりまして、相當重刑を科せられまして、懲役罰金という刑で非常に重く見えてゐるのであります。この点は考慮を要すると思ひます。

それから前に戻りますが、第一條の待合、料理店、カフェーその他客席で婦女が客の接待をして、客に遊興飲食をさせるところといふ点であります。が、婦女が客の接待をしない場所といふた料理店もあるものであります。こゝういふものに対して取締りを加へる必要があるのではないかと、こゝういふものも一樣に取締りしなければ、脱法行為が行われおそれがあります。それから先ほども何人も申し上げておられるように、許可の権限といふもの

は公安委員会に與えてはならぬという意見であります。公安委員会は執行機関ではないのでありまして、執行機関はどきども警察署長ということにしなければ、今後のいさゝか警察の仕事の立場上非常にむづかしい問題がたくさん出てくると思います。どこまでも執行機関は警察署長にあるという建前で、警察行政というものを進めていかなければならぬ、こういうふうに思っております。この点について御質問いたします。

○岡村説明員 第三條の制限を、條例によらないで結局法律で規定するか、あるいは法律に大綱を規定しろという御意見でございますが、前回は申しましたように、第三條の制限はここにございまして、営業の場所あるいは営業時間、あるいは営業所の構造設備、その他営業主または従業員がその営業に關連いたしました、いろいろ守らなければならぬ事項があるわけでありまして、そういう事項につきまして善良の風俗を害する行為を防止するために制限を設けるわけでありまして、この内容にわたりますと、かなり詳細な、しかも廣汎な内容になつてまゐるのであります。それを結局法律で全部を規定いたしますと、かえつて地方の事情に合わないというやうな結果になるわけでありまして、たとえて申しますと、従来東京においては旅館と料理屋と兼業することを認めていないのであります。東京でかりにやうな制限をおくことが適當であるといふにしても、地方においてはさうな制限を設けることが実情に副わないといふこともむろんあるのであります。

て、むしろこれはやはり実情に應じた制限を設けることの方が適當だと思ひます。大綱だけをここに掲げるといたしますと、結局この第三條の案のごとき漠とした規定を設けるよりほかないといふことになるのであります。善良の風俗を害するというのは、これはさらに具体的な内容がないので非常に困るというところでございますが、これは結局社会的な通念によつて善良な風俗の内容が定まると思ひます。また具体的に條例でございまして、各都道府縣の議會によつて設定されることでもありますので、不都合なこともないだらうと思ひます。それから罰則の關係でございまして、従來の廳府縣令の罰則に比較いたしまして、本法による罰則が非常に重くなつておるといふことは事実でございますが、この罰則の關係については、法務廳において大体あらゆる法律との均衡を考へて決定をしてもらつたわけでありまして、現に食品衛生法等においては、むしろ本法案よりはさらに重いやうな状況になつておりますので、他の法律との關係において、本法の罰則は決して重いものではないと思ひます。それから第一條第一号で、結局婦女の接待しないものも、やはり風俗上取締る必要があるという御意見でございますが、さきにも申し上げましたやうに、婦女が接待するときに非常に風俗上の問題が起るのであります。婦女が接待をしないといふことでありますれば、大して風俗取締りの上からそれほど重大な關心をもたなくてもよろしいと考へておるのであります。

○坂東委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

明日は午後一時から開会いたします。

午後四時八分散会